

渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、共生社会の実現に向けて、障害者や外国人等、誰もが利用しやすい店づくりを推進するため、市内で営業している事業者が来店型店舗において、障害者や外国人等が店舗を利用しやすくするために必要な備品を購入するために要した経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 そのもの単体で機能し、性質形状を変えず、比較的長期間継続して使用に耐える物品をいう。

(2) 来店型店舗 不特定多数の来客を対象に、対面で物品の販売又はサービスの提供を行うことを主たる業務とする事務所又は事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で営業している事務所又は事業所を置く事業者。ただし、支店は除く。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗でないこと。

(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

(5) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

(7) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる備品の購入費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 共生社会の実現を目的として、市内で営業している来店型店舗に設置するもの

(2) 国、群馬県、市等の他の補助金の対象経費としていないもの

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1事業者当たり30千円を限度とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、600千円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する7日前までに、渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、直前の事業年度の法人税申告書の写し

(2) 個人事業主にあつては、直前の所得税確定申告書の写し又は直前の住民税申告書の写し

(3) 購入をするものの内訳、数量及び金額が分かる見積書等の写しその他これらの内容を証明できると市長が認めた書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 本要綱による補助金の申請は、1事業者当たり1回限りとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(事業等の変更の届出)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の内容について変更が生じた場合は、速やかに渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金変更届(様式第3号)に変更内容を証明できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業等の変更の決定)

第9条 市長は、前条の変更届の提出があったときは、内容を審査し、変更を承認すべきと認めたときは、渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、備品の購入が完了したときは、渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 備品の支払日及び金額を証明できる領収書の写し並びに購入した備品の内訳及び数量を証明できる納品書の写し又はこれらの内容を証明できると市長が認める書類

(2) 備品の詳細及び設置場所が証明できる写真等

(3) 請求書(市長宛てで任意様式のもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助金の額を確定し、交付決

定者に通知するものとする。

(書類の整備)

第12条 申請者は、本補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象備品 | |
|--------|-----------------------------|
| 1 | 車椅子利用者又は高齢者のための備品 |
| (1) | 車椅子（貸出用） |
| (2) | 段差解消機（据置型） |
| (3) | 階段昇降機（可搬型） |
| (4) | 可動式スロープ |
| (5) | すりつけ板 |
| (6) | 水回り用車椅子 |
| (7) | 移動式手すり |
| (8) | 小休止用椅子 等 |
| 2 | 目又は耳が不自由な者のための備品 |
| (1) | 非常時警報装置 |
| (2) | 音声案内装置 |
| (3) | 音声誘導装置 |
| (4) | 大型表示ボタン（点字表示付きの電話機等） |
| (5) | 写真入り指さしメニュー |
| (6) | 筆談ボード 等 |
| 3 | 日本語が不慣れな者のための備品 |
| (1) | 写真入り指さしメニュー |
| (2) | 携帯型音声翻訳機 等 |
| 4 | その他本要綱の趣旨に適すると市長が認める備品の購入費用 |

備考

次に掲げるものは、補助対象備品として認めない。

- (1) タブレット端末等の情報通信機器
- (2) 病院、介護施設等の施設で通常業務に使用する車椅子等の備品